

## 静岡県監査委員告示第21号

平成29年9月11日付けで受け付けた静岡県職員措置請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき監査した結果を次のとおり公表する。

平成29年11月17日

静岡県監査委員 青木 清高

静岡県監査委員 城塚 浩

### 第1 請求人

静岡市葵区瀬名一丁目12-1-405 富田家一郎

静岡市葵区瀬名一丁目12-1-405 富田節子

### 第2 監査の請求

#### 1 措置請求書の受付

平成29年9月11日 静岡県職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）受付

#### 2 請求の内容

静岡県職員措置請求書  
静岡県知事に関する措置請求の要旨

##### 1 請求の要旨

私たちは、平成28年度政務活動費を閲覧（平成29年8月末～9月末）しました。静岡県議会の政務活動費制度と運用指針（以下 運用指針）の1.制度の目的に「政務活動費は、財源が公金であることから、その用途について透明性を確保することが求められており」とある。この点で閲覧した自民改革会議会派の森竹治郎議員の事務所費の303,633円、事務費の26,288円、資料購入費の55,080円、人件費の1,200,000円、合計1,585,001円、及び、鈴木洋祐議員の人件費の1,068,385円について、運用指針に反する不適切な支出とと思われますので措置請求いたします。内容は別紙のとおりです。

##### 2 請求者

静岡市葵区瀬名一丁目12-1-405

年金生活者 富田 家一郎

静岡市葵区瀬名一丁目12-1-405

年金生活者 富田 節子

地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

平成29年9月11日  
静岡県監査委員 様

**森 竹治郎 議員**

**1. 事務所費**

① 支出証拠書 支払日 平成28年4月～平成29年3月

支払先 個人情報のため非開示

内容 下田市西本郷の某氏より一階を業務用として二階を政務活動として借りているもの

支出証拠書

No. 1-2-4-13	70,000円×1/2	35,000円
No. 1-2-5-19	70,000円×1/2	35,000円
No. 1-2-6-17	70,000円×1/2	35,000円
No. 1-2-7-18	70,000円×1/2	35,000円
No. 1-2-8-15	70,000円×1/2	35,000円
No. 1-2-9-11	70,000円×1/2	35,000円
No. 1-2-10-11	70,000円×1/2	35,000円
No. 1-2-11-16	70,000円×1/2	35,000円
No. 1-2-12-16	70,000円×1/2	35,000円
No. 1-2-1-19	70,000円×1/2	35,000円
No. 1-2-2-17	70,000円×1/2	35,000円
No. 1-2-3-12	70,000円×1/2	35,000円

合計 420,000円

不適切な根拠は以下のとおりである。

運用指針では、

事務所費（運用指針 P9）

会派等が行う政務活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費

事務所の位置づけ（運用指針 P12）

政務活動費が会派に対し交付されていることから、書面により議員事務所が会派の支部事務所等、政務活動の拠点として位置付けておく必要がある。

政務活動費を充当できない経費（運用指針 P14）

・政党活動経費 ・選挙活動経費 ・後援会活動経費 ・その他の経費  
としている。

森議員の事務所費（家賃）の政務活動費の実態は、1階業務用（司法書士事務所）  
2階政務活動用として1/2に按分されている。この建物は2階建てで業務以外に  
森竹治郎後援会事務所および自由民主党静岡県下田市・賀茂郡第1支部事務所と  
して届けられている。森竹治郎後援会平成27年分収支報告書を参照ください。

このことから2階部分の全額を政務活動費で支出することは、運用指針の経費  
の按分に反し、全く不適切といえる。（運用指針 P13 ◇経費の按分）

また、議会に提出されている事務所・職員雇用概要書には他用途との兼用有無に無  
とある。届出と実態が大きく食い違っている。

添付事実証明書資料1（以下 資料） 支出証拠書 収支報告書

上記理由から2階部分の政務活動費支出は、政務活動、政党活動、後援会活動に  
使用されているので、1/3とすることが適切である。

**政務活動費から支払われた420,000円の内2/3にあたる280,000円の返還を該当  
会派に求めるよう請求します。**

## ②支出証拠書

支払日 平成28年4月～平成29年3月

支払先 東京電力

内 容 事務所の電気代

### 支出証拠書

No. 1-2-4-10	4月分	4,851円×1/2	2,426円
No. 1-2-5-16	5月分	4,109円×1/2	2,055円
No. 1-2-6-12	6月分	4,594円×1/2	2,297円
No. 1-2-7-14	7月分	7,151円×1/2	3,576円
No. 1-2-8-11	8月分	8,390円×1/2	4,195円
No. 1-2-9-9	9月分	6,201円×1/2	3,101円
No. 1-2-10-6	10月分	4,330円×1/2	2,165円
No. 1-2-11-13	11月分	3,643円×1/2	1,822円
No. 1-2-12-15	12月分	5,543円×1/2	2,772円
No. 1-2-1-16	1月分	7,292円×1/2	3,646円
No. 1-2-2-12	2月分	7,771円×1/2	3,886円

No. 1-2-3-8	3月分	7,017円×1/2	3,509円
		合計	35,450円

不適切な理由は以下のとおりである。

電気代は1階2階同一メーターで業務と1/2で按分されている。

しかし上記家賃料で述べたようにこの建物は、後援会、政党事務所の届けがあり電気代の1/2の按分でなく1/6を政務活動費とすべきである。

事務所費と同様に運用指針に反し、不適切である。

資料2 支出証拠書

**政務活動費から支払われた35,450円の内 2/3にあたる23,633円の返還を該党派に求めるよう請求します。**

## 2. 事務費

支出証拠書 支払日 平成28年4月～平成29年3月

支払先 ゼロックス

内 容 ゼロックスコピー代

支出証拠書

No. 1-2-4-1	4月分	4,564円×1/2	2,282円
No. 1-2-5-3	5月分	6,009円×1/2	3,005円
No. 1-2-6-5	6月分	8,314円×1/2	4,157円
No. 1-2-7-4	7月分	8,239円×1/2	4,120円
No. 1-2-8-3	8月分	7,598円×1/2	3,799円
No. 1-2-9-1	9月分	7,430円×1/2	3,715円
No. 1-2-10-1	10月分	4,118円×1/2	2,059円
No. 1-2-11-2	11月分	4,126円×1/2	2,063円
No. 1-2-12-1	12月分	9,866円×1/2	4,933円
No. 1-2-1-2	1月分	6,981円×1/2	3,491円
No. 1-2-2-3	2月分	6,268円×1/2	3,134円
No. 1-2-3-1	3月分	5,349円×1/2	2,675円
		合計	39,433円

不適切な根拠は、前述の事務所費と同様であり、運用指針に反し、不適切である。

資料3

政務活動費から支払われた 39,433 円の内、2/3 にあたる 26,288 円の返還を該当会派に求めるよう請求します。

### 3. 資料購入費

支払証拠書

支払日 平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月

支払先 高橋新聞店（毎日新聞） 朝日新聞下田専売所（静岡新聞）

産経新聞下田専売所（産経新聞）

内 容 新聞各紙の購入代

支出証拠書

No. 1-2-4-9	4 月分	18,508 円
No. 1-2-5-14	5 月分	18,508 円
No. 1-2-6-15	6 月分	18,508 円
No. 1-2-7-12	7 月分	18,508 円
No. 1-2-8-10	8 月分	18,508 円
No. 1-2-9-10	9 月分	18,508 円
No. 1-2-10-8	10 月分	18,508 円
No. 1-2-11-10	11 月分	18,508 円
No. 1-2-12-12	12 月分	18,508 円
No. 1-2-1-18	1 月分	18,508 円
No. 1-2-2-15	2 月分	18,508 円
No. 1-2-3-6	3 月分	18,508 円

領収書から事務所で購読されていると見られる新聞と新聞代は下記となる。

高橋新聞店（毎日新聞）	3,250 円×12	39,000 円
朝日新聞下田専売所（静岡新聞）	2,900 円×12	34,800 円
産経新聞下田専売所（産経新聞）	3,030 円×12	36,360 円
合計		110,160 円

不適切の理由は、政務活動の事務所として購読は認められているが、前述の事務所費、事務費と同じく、業務用事務所と一体であるので、1/2 の按分が運用指針から、妥当と思われる。

資料 4 支出証拠書

政務活動費から支払われ 110,160 円の内、1/2 の 55,080 円の返還を該当会派に求めるよう請求します。

《参考》森議員は自宅の新聞代 111,936 円を全額政務活動費にて購読となる。

朝日新聞	4,037 円×12	48,444 円
聖教新聞	1,934 円×12	23,208 円
公明新聞	1,887 円×12	22,644 円
伊豆新聞	1,470 円×12	17,640 円

#### 4. 人件費

支出証拠書

支払日 平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月

支払先 事務所勤務者 2 名 氏名は個人情報のため非開示

内 容 事務員雇用

支出証拠書

No. 1-2-4-14	4 月分	100,000 円
No. 1-2-4-15	4 月分	100,000 円
No. 1-2-5-20	5 月分	100,000 円
No. 1-2-5-21	5 月分	100,000 円
No. 1-2-6-18	6 月分	100,000 円
No. 1-2-6-19	6 月分	100,000 円
No. 1-2-7-19	7 月分	100,000 円
No. 1-2-7-20	7 月分	100,000 円
No. 1-2-8-16	8 月分	100,000 円
No. 1-2-8-17	8 月分	100,000 円
No. 1-2-9-12	9 月分	100,000 円
No. 1-2-9-13	9 月分	100,000 円
No. 1-2-10-12	10 月分	100,000 円
No. 1-2-10-13	10 月分	100,000 円
No. 1-2-11-17	11 月分	100,000 円
No. 1-2-11-18	11 月分	100,000 円
No. 1-2-12-17	12 月分	100,000 円
No. 1-2-12-18	12 月分	100,000 円
No. 1-2-1-20	1 月分	100,000 円
No. 1-2-1-21	1 月分	100,000 円
No. 1-2-2-18	2 月分	100,000 円

No. 1-2-2-19	2月分	100,000円
No. 1-2-3-13	3月分	100,000円
No. 1-2-3-14	3月分	100,000円
		合計 2,400,000円

不適切な根拠は前述の、事務所費、事務費と同様であるが、支出証拠書によると、二人の事務員、A氏は給与200,000円、B氏給与350,000円を受け取っているが、A氏は「業務用補助と政務活動補助との区分けが出来ないので1/2ずつ負担する」、B氏は「業務用勤務と政務活動補助との区分けができないので業務用勤務2/3、政務活動補助を1/3弱とする。」と記載されている。しかし、事務所は政党事務所、後援会事務所を兼ねている。

上記理由から、一人当たり、政務活動費から支出している100,000円は少なくとも1/2と按分して、50,000円とすべきである。

資料5 支出証拠書

二人に支払われた政務活動費の2,400,000円のうち、1,200,000円の返還を該当会派に求めるよう請求する。

## 鈴木洋祐 議員

### 1. 人件費

支出証拠書

支払日 平成28年4月～平成29年3月

支払先 個人情報のため非開示（以下 C氏 とする）

内容 事務員雇用

支出証拠書

No. 3-4-4-4	4月分	136,363円	業務時間	80時間
No. 3-4-5-4	5月分	136,119円	業務時間	76時間
No. 3-4-6-5	6月分	105,974円	業務時間	68時間
No. 3-4-7-4	7月分	103,615円	業務時間	64時間
No. 3-4-8-4	8月分	157,894円	業務時間	80時間
No. 3-4-9-5	9月分	116,756円	業務時間	72時間
No. 3-4-10-4	10月分	129,398円	業務時間	76時間
No. 3-4-11-4	11月分	134,911円	業務時間	76時間
No. 3-4-12-4	12月分	111,627円	業務時間	64時間

No. 3-4-1-5	1月分	137,837円	業務時間	68時間
No. 3-4-2-5	2月分	132,558円	業務時間	76時間
No. 3-4-3-4	3月分	93,333円	業務時間	56時間
	合計	1,496,385円	合計	856時間

不適切な根拠は以下のとおりである。

支出証拠書とその添付資料（給与明細書）、及び、鈴木議員が平成28年4月に提出した、事務所・職員雇用概要書によると、C氏は、Dの社員で有り、毎月40万円に近い給与を受け取っている。C氏が、勤務するDは鈴木議員が代表（登記簿による）であり、事務所は自宅と兼用している。また、C氏は、Dの月所定勤務時間内に、政務活動業務を行い、月給与とは別途、政務活動に対する対価を受け取っている。

今回、閲覧した中でこのような、職員雇用の例はなかった。

#### ① 時給について

年間の人件費の総額は、1,496,385円であり、年間業務時間は、856時間である。平均時給は、1,748円である。鈴木議員の所属する会派、自民改革会議で時給にて人件費を支給している議員は16名で、その平均時給は887円であり、1,000円が一番多い。C氏の1,748円は、これと比べると非常に高額であり、公金を充当するには著しく不公平であるといえる。C氏のその業務内容も他の方と特段の違いは見られない。

参考資料、時給と業務の一覧表を参照ください。

運用指針 P9には、「政務活動費は、社会通念上妥当な範囲のものであることを前提した上で、**政務活動に要した費用の実費に充当**（費用弁償）することを原則とする」とあり、C氏も、時給は、金額1,000円相当を適用するのが妥当であると考えられる。

上記理由から人件費の総額は856,000円となる。

（時給1,000円×業務時間856時間）

#### ② 人件費の按分について

鈴木議員は、全額を政務活動費としているが、前述の「事務所・職員雇用概要書」2. 職員雇用状況 従事内容欄 に、後援会・政党・その他 がマークされている。C氏は、政務活動だけでなく、政党、後援会活動に従事していることは明白である。事務所・職員雇用概要書を参照ください。

上記理由から政務活動費の充当は1/2とするのが適切である。

① ②から、政務活動費は856,000円の1/2の按分にて、428,000円となる。

資料6 支出証拠書 事務所・職員雇用概要書 時給と業務の一覧表



政務活動費から支払われた 1,496,385 円のうち、1,068,385 円の返還を該当会派に求め  
ように請求します。

以上

(注) 措置請求書原文に即して記載したが、Dについては、原文では実名が記載されている。

なお、措置請求書には、事実を証する書面として次の書面が添付されている（内容は省略）。

- 資料 1-1～1-12 森竹治郎議員 支出証拠書（事務所賃料）
- 資料 1-13～1-14 平成 27 年分 収支報告書（森竹治郎後援会）
- 資料 1-15 森竹治郎議員 事務所・職員雇用概要書
- 資料 2-1～2-12 森竹治郎議員 支出証拠書（事務所電気代）
- 資料 3-1～3-12 森竹治郎議員 支出証拠書（ゼロックスコピー代）
- 資料 4-1～4-24 森竹治郎議員 支出証拠書（新聞各紙の購入代）
- 資料 5-1～5-24 森竹治郎議員 支出証拠書（事務員雇用）
- 資料 6-1～6-24 鈴木洋佑議員 支出証拠書（事務員雇用）及び雇用実績表
- 資料 6-37 鈴木洋佑議員 事務所・職員雇用概要書
- 資料 6-38 時給と業務の一覧表（平成 28 年 4 月の支出証拠書より作成）

### 3 監査委員の除斥

本件措置請求は政務活動費の交付に関する件であり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条の2の規定により、自己の従事する業務に直接利害関係のある件については監査することができないため、平成29年9月22日に議会選出による監査委員である吉川雄二氏及び佐野愛子氏の除斥を決定した。

### 4 請求の要件審査

監査の実施に当たり、本件措置請求が地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条に規定する要件に適合しているか否かについて審査を行った。

請求人は、措置請求書に記載された場所に住所を有している。また、本件措置請求は平成28年度政務活動費の交付という財務会計上の行為に係るものであり、その他の所定の要件も具備していると認められるので、平成29年9月22日に本請求を受理することを決定した。

### 5 用語の略称

次々頁の「第3 監査の実施」以降の記述のうち、下表の用語欄に記載されている名称等については、13頁から16頁にかけての「静岡県職員措置請求に対する意見書」の記載を除き、下表の略称欄に記載した名称等で表記する。

用語	略称
静岡県議会自民改革会議	会派

自由民主党静岡県下田市・賀茂郡第一支部	政党支部
森竹治郎司法書士事務所	業務用事務所
森竹治郎 静岡県議会議員	森議員
鈴木洋佑 静岡県議会議員	鈴木議員
森議員が雇用したA氏とB氏	両名
下田市西本郷二丁目6番3号	当地
森竹治郎氏が所有者から借受した下田市西本郷二丁目6番3号の建物の一部	建物
地方自治法(昭和22年法律第67号)	自治法
政務活動費制度と運用指針(平成25年3月施行 平成27年4月改訂 静岡県議会)	運用指針
政務活動費の手引(平成25年3月施行 平成27年4月改訂 自民改革会議)	政務活動費の手引
政務活動費の取扱いに関する内規(自民改革会議)	内規
政治資金規正法の収支報告書の写	収支報告書

### 第3 監査の実施

#### 1 監査対象事項

平成28年度の政務活動費の交付が、違法若しくは不当な公金の支出に当たるか否かを監査の対象とした。

#### 2 監査対象機関

静岡県議会事務局総務課

#### 3 請求人の陳述(要旨)

請求人に対して自治法第242条第7項の規定により陳述の機会を設けたところ、請求人は、平成29年10月13日に陳述を行った。陳述には同条第8項の規定により監査対象機関の立会いを認め、監査対象機関が立ち会った。

陳述では、「措置請求書」に沿って陳述がなされるとともに、次のような意見等が補足された。(意見等)

- ・ 昨年、私どもは、県議会議員の全会派、全議員の事務所費、人件費などを閲覧し、その中で自民改革会議の森議員は自身の森竹治郎司法書士事務所の従業員を、鈴木議員は自身が社長を務める株式会社Dの社員を政務活動に当たらせ、その人件費の一部を政務活動費より支払っていた。このような事務員雇用は他の会派、議員には見当たらず、また、両議員ともその事務所を後援会事務所の所在地として届けていた。  
私どもは、このようなことは運用指針から見てもいかなるものかと疑問を持ち、支出証拠書、添付文書等の関係書類を見た結果、運用指針に反していると判断し、今回の住民監査請求に至った。
- ・ 9月15日の新聞報道で、鈴木議員は人件費の一部に不適切な使用を認めて陳謝し、該当額を精査した上で返還する意向を示した。後援会活動の経費が政務活動費の人件費から充当されていたことが請求人の指摘で判明した。各紙の記事には「監督不行き届きで深く反省している。真摯に(返還)対応する」、「返還額は過去にさかのぼって精査する」、「指摘に真摯に対応したいとして返還の意向を示した」とあった。この記事から鈴木議員に係る住民監査請求は大筋で十分根拠があると認められたと思う。
- ・ 森議員の事務所・職員雇用概要書には「事務所は他用途との兼務なし」となっているが、私どもはそれに不信を感じ、確認のため静岡県HPで公開されている政党支部の政治資金収支報告書を見た。すると、森議員の後援会事務所の所在地、自由民主党静岡県下田市・賀茂郡第一支部の所在地が司法書士事務所の所在地と同じであることがわかった。そうすると、事務所費、人件費、資料購入費などは本業(司法書士事務所)、政務活動、後援会活動、議員・政治活動とそれぞれ按分するのが運用指針に沿うのではないかと判断し、今回の住民監査請求となった。
- ・ 森議員の政務活動専用電話代が政務活動費から4月から3月まで支出されている。業務と同じ電話を使用されていることから2分の1、そして司法書士事務所が後援会、政党の事務所であることからさらにその2分の1にすべきで、政務活動費で支出できるのは年間の14万1,407円という電

話代を按分して、3万5,351円と考える。

政務活動専用電話として政務活動費の支出が届けられているが、県会議員森竹治郎事務所、森竹治郎司法事務所、森竹治郎後援会事務所、自由民主党静岡県下田市・賀茂郡第一支部と同じ電話番号であり、全てこの電話でいろんなことが受けられるようになっている。ただし、本当に政務活動専用電話があるのかどうかということまでは確認できてはいない。

- ・ 森議員が雇用したA氏B氏の本業は司法書士事務所であり、私が同事務所に電話をかけたとき受け答えされた。司法書士事務所、後援会事務所、自由民主党下田市・賀茂郡第一支部も電話番号が同じで、色々なことに受け答えできるので、森議員が政務活動として区分したのものには他の活動の業務の分も入っている。
- ・ 森議員は長年議員でいたことから、政務活動費は公金（税金）であることの認識が他の議員に比べ希薄になっていたのではないかと。同じ会派の中でもお手本になるような議員の方はたくさんいる。森議員だけに特別厳しい使途基準を求めているのではなく、ほかの多くの議員と同じような按分をしていただきたい、公金であることをもっと自覚していただきたいと切にお願いしたい。
- ・ 後援会活動が1階で行われているということは政治資金収支報告書では確認はできない。
- ・ 事務所賃料における政務活動費に充てる按分比というのは、2分の1をさらに3分の1にした6分の1ということである。
- ・ ゼロックコピー機については私の想像だが建物2階にはない。1階で政務活動、政党活動、後援会活動の3つの活動において渾然一体で使われているというふうに見た。
- ・ 毎日新聞が事務所で購読するとしたことは私の推測である。
- ・ 鈴木議員の場合は特定の社員を優遇しているように思う。理由は、勤務時間内に政務活動補助事務を認め、本来のその方の会社の社員として支払われている給与プラス政務活動費が出ているということである。
- ・ C氏については雇用実績表に雇用時間数と内数で政務活動業務時間が記載されている。雇用時間数について給与支給明細書記載の日数と合っているので、勤務時間内に政務活動を行なったというふうに見るのが普通じゃないかと思う。
- ・ 鈴木議員の雇用に関して、社長が社員に対して副業を認めるというのはこれは当然あってしかるべきことで、それを違法とかおかしいとは指摘はしていない。そうはいつでも、社長が議員で社員が議員の政務活動をやるとなると、単なる副業だから社長が認めるから副業をしてもいいということには税金を払う以上は当たらない。運用指針で、実態に即したやり方が公金を使う以上は妥当ではないかということで、鈴木議員の人件費は時給1,000円が妥当と考える。
- ・ 給与の水準を決める要素として、その方に求められる仕事の内容と水準とそれに要する時間、それにいわゆる相当額である。最低の時給は800幾らとかあるが、そういうのを加味して総合的に雇用主、この場合は議員であるが、雇用主の方が判断するということだと思っている。
- ・ 政務活動費は会派に支給されるので、各議員の請求内容を会派の会計担当者と会派の会計責任者が条例や運用指針に基づいて内容を審査し、さらにこれを議会事務局のほうでも審査しているということは承知している。

#### 4 監査対象機関の意見書の提出及び陳述（要旨）

監査対象機関からは、平成29年9月26日付けで次の意見書が提出された。

<静岡県議会事務局長名>

##### 静岡県職員措置請求に対する意見書

#### 1 政務活動費の概要

##### (1) 制度の目的

平成 12 年 4 月の地方分権一括法の施行を背景に、議会の活性化とその審議能力の強化を図り、地方議員の調査活動基盤を充実させる観点から、同年 5 月に地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）に政務調査費の交付制度が設けられ、その後、平成 24 年 8 月に経費の範囲の明確化等を目的とする政務活動費への改正が行われた。

政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部として、また、議員がその職責・職務を果たすために行う活動を支えるために、議会における会派又は議員に対して交付するものとされている。

##### (2) 条例及び運用指針制定等の経緯

本県では、法の一部改正を受け、平成 13 年 2 月定例会において、議員が制定議案を提出し、「静岡県政務調査費の交付に関する条例」（平成 13 年条例 39 号。以下「改正前条例」という。）を議決・制定し、平成 13 年 4 月 1 日から施行した。

その後、政務調査費の使途の透明性を高めるため、平成 19 年 2 月、議長の諮問機関として、「静岡県政務調査費に関する検討委員会」を設置し、政務調査費の透明性の確保について検討を行った。検討の結果、平成 19 年 12 月定例会において、全ての経費に係る領収書等の写しを収支報告書へ添付することや、県外における調査研究活動を行った場合に県外調査概要書を提出することなどについて、改正前条例の一部改正を行い、平成 20 年 4 月 1 日以降の交付分から適用された。

また、平成 24 年 12 月定例会において、「静岡県政務活動費の交付に関する条例」（平成 24 年条例 64 号。以下「条例」という。）に改正され、平成 25 年 3 月 1 日から適用された。

運用指針においては、平成 19 年 2 月に設置された「静岡県政務調査費に関する検討委員会」の検討結果を踏まえた改正前条例の改正を受け、経費項目の具体的な内容、考え方、手続き等を定めた「政務調査費制度と運用指針」（平成 25 年 3 月 1 日の条例改正を受け「政務活動費と運用指針」に名称変更。以下「運用指針」という。）を制定した。その後、使途の透明性確保策として、平成 27 年度交付分からは①支出証明書の原則廃止、②切手・はがき等の購入の原則禁止等の改正を行い、更に、平成 29 年度交付分からは①平成 30 年度からの領収書等の支出証拠書類のインターネット公開、②燃料単価の引下げ、③支出証拠書の様式変更による記載内容の明確化、④活動概要書等の提出書類の追加等に係る改正を行った。

なお、今回の請求に関しては、平成 27 年度改訂後の運用指針が適用されることとなる。

(3) 運用指針における按分及び会派と議員についての考え方

運用指針では、「会派またはその所属議員の活動は、議会活動、政党活動、選挙活動等と多彩であり、一つの活動が政務活動と他の活動の両面を有し、渾然一体となっていることが通例である。このことから、活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが不適当な場合にあつては、各活動の実績に応じた按分により充当する。なお、按分により政務活動費を充当する場合には、按分率の積算根拠を明確にするとともに、支出証拠書に按分の割合及び当該按分の割合に基づく政務活動費の支出額を付記する。」と規定され、具体的な按分率は定められておらず、按分した場合の積算根拠の個別具体的な説明については、各会派に任せられている。

会派と議員の関係については、「政務活動費は、静岡県議会の会派（所属議員が一人のものを含む。）に対し交付されるものであることから、政務活動費を充当することができる政務活動は、会派が行うものであるため、会派として実施する政務活動を具体的に決定した上で、その所属議員が分担して行う場合に限り、個々の議員が実施する政務活動へも政務活動費を充当することができる。この場合、会派と議員の間において、書面により、役割分担等の確認（契約・合意）を行うこととする。また、会派の政務活動の拠点となる事務所に要する経費や政務活動を補助させるために必要な職員の人件費に政務活動費を充当する場合には、事務所・職員雇用概要書（静岡県政務活動費の収支報告書に関する事務処理要領（平成 20 年 3 月 19 日制定）様式第 3 号）により、会派代表者が承認するものとし、その他の経費についても、必要に応じ、会派と議員の間で確認等を行う。」と規定されている。

(4) 議会事務局の審査権限

政務活動費に係る支出証拠書等は、各会派で内容を確認した後、四半期ごとに議会事務局による事前確認を行っている。議会事務局では、法、条例、運用指針等に適合する経費であるか、必要な書類が整っているか、按分率は適正か等について書面上の審査を行い、不明な点や疑義がある場合は、会派経理責任者等を通じ内容の確認や修正の指示を行っている。

なお、平成 21 年 12 月 17 日最高裁第一小法廷判決（集民第 232 号 649 項）では、「政務調査費は議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えられるところ、執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡の理念にかんがみ、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止するところにあると解される。」とされ「政務調査費の支出に用途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかになるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していないと解される。」と判示されており、議会事務局による確認は、政務活動費が適切に支出されていると確認できる範囲内で一般的、外形的に行うことが要求されているものと考えられる。

## 2 請求人の主張に対する県の意見

### (1) 森 竹治郎議員

#### ア 事務所賃借料

請求人は、事務所賃借料の充当について、1階を業務用（司法書士事務所）、2階を政務活動用として2分の1の按分としているが、2階部分は政務活動、政党活動、後援会活動に使用しているので、2階部分を3分の1の按分とし、政務活動費充当額の3分の2の返還を求めよう主張しているが、これに対する意見は次のとおりである。

会派から提出された支出証拠書には、「一階を業務用として二階を政務活動用として借りているもの」であり、「業務用借賃と1/2ずつ負担」と積算根拠が明記され、書面上では2つの用途で使用していると判断できることから按分率については適切である。

#### イ 事務所電気代

請求人は、事務所電気代の充当について、事務所賃借料と同様の理由により政務活動費充当額の3分の2の返還を求めよう主張しているが、これに対する意見は次のとおりである。

会派から提出された支出証拠書には、「業務用と1/2ずつ負担」と積算根拠が明記されており、書面上では政務活動と業務用の2つの用途で使用していると判断できることから按分率については適切である。

#### ウ ゼロックコピー代

請求人は、コピー代の充当について、事務所賃借料と同様の理由により政務活動費充当額の3分の2の返還を求めよう主張しているが、これに対する意見は次のとおりである。

会派から提出された支出証拠書には、「業務用と1/2ずつ負担」と積算根拠が明記されており、書面上では政務活動と業務用の2つの用途で使用していると判断できることから按分率については適切である。

#### エ 新聞購入代

請求人は、新聞代の充当について、政務活動の事務所で購読している新聞代については、業務用（司法書士事務所）と按分し、政務活動費充当額の2分の1の返還を求めよう主張しているが、これに対する意見は次のとおりである。

会派から提出された支出証拠書には、按分の積算根拠の記載がなく、書面上では政務活動の目的のためだけに購読しているものと判断できることから、全額充当については適切である。

#### オ 事務員の雇用

請求人は、人件費の充当について、雇用職員A氏は業務用補助業務と按分し2分の1の充当、B氏は業務用勤務と按分し3分の1弱の充当として、一人当たり10万円を充当しているのに対し、事務所が政党事務所及び後援会事務所を兼ねているため、政務活動費充当額の2分の1の返還を求めよう主張しているが、これに対する意見は次のとおりである。

会派から提出された支出証拠書の記載から、A氏は業務用補助と政務活動費補助の2つの

業務を行っていると書面上では判断できることから按分率については適切である。B氏についても、書面上では業務用勤務と政務活動補助の2つの業務を行っている判断できるため、本来2分の1充当が可能であるが、それより低い按分率を採用していることから、問題ないと判断した。

(2) 鈴木 洋佑議員

ア 事務員雇用

請求人は、雇用職員C氏の政務活動に係る年間の充当額及び勤務時間数から算出した時給相当額1,748円は、鈴木議員が所属する会派である自民改革会議において、時給により職員を雇用している議員における平均単価887円と比較すると非常に高額であり、公金を充当するには著しく不公平である。政務活動費の充当は、自民改革会議の実績で一番多い時給1,000円を適用した上で、事務所・雇用職員概要書の記載から政党活動・後援会活動に従事していることが明白であるため2分の1に按分した額と、政務活動費充当額との差額について返還を求めるよう主張しているが、これに対する意見は次のとおりである。

人件費については、時間給や月給について、運用指針上の規定はなく、業務内容や職務経験年数などにより決定されるものと考えられるため、C氏の時間単価が高すぎると一概に判断することはできない。また、雇用実績表に記載された政務活動業務時間数により、政務活動費の充当額を算出しているため、他の業務と按分する必要性は認められない。

なお、当該会派における自主調査の結果、人件費の積算に用いた雇用実績表の政務活動業務時間数の中に、後援会活動に従事していた時間も含まれていることが判明した。しかし、政務活動と後援会活動の各々の具体的な勤務時間数が不明であるため、2分の1の按分とし、過大に請求していた部分については返還したいとの申し出があり、9月25日に返還されている。

3 結論

以上のとおり、当該会派から返還された部分を除いて、請求人が指摘するいずれの経費に係る政務活動費の支出についても、条例及び運用指針に準拠し、適切に処理されていると認められることから、本請求は棄却されるべきである。

(注) 静岡県職員措置請求に対する意見書原文に即して記載した。なお、陳述時に監査対象機関が修正を申し出た箇所は修正している。

また、監査対象機関は、平成29年10月13日に自治法第242条第8項の規定に基づく陳述を行った。陳述には同項の規定により請求人の立会いを認め、請求人が立ち会った。

陳述では上記の意見書に沿って陳述がなされるとともに、次のような意見等が補足された。

(意見等)

- ・ 平成28年度の政務活動費の充当に関しては、平成27年4月改訂の政務活動費制度と運用指針が根拠になる。



- ・ 政務活動費は、運用指針にある「社会通念上妥当な範囲」ということについて明確な基準はないが、領収書の額が一般的に見て明らかに高額ではないということを指していると考えている。
- ・ 運用指針にある「実費」というのは、実際に支払ったものが政務活動費の対象となるという考え方である。
- ・ 人件費の基準額について特に定めはないが、自民改革会議では、議員1人当たり月21万円を人件費の上限として充当することが認められており、単価的な基準はないと聞いている。
- ・ 政務活動の経費とそれ以外の活動の経費の按分については特に明確な基準はなく、「活動の実績に応じた按分により充当すること」としているが、議員の活動は様々であり、政務活動と他の活動とを明確に区分することは難しいため活動時間とか活動の種類により按分している。
- ・ 森議員の場合、業務用と政務活動用の2種類の使途として支出証拠書に明記してあるので、2つの要素で按分していると解釈している。
- ・ 会派への政務活動費の申請の際、議員が政務活動費の按分を判断しその内容を会派で確認の上、支出証拠書を提出するということになっているので、この按分比率の確定というものは一義的には会派が確認した時点と考えている。
- ・ 平成29年4月に改訂された運用指針において、按分比の考え方が「各活動の実績（時間・面積等に応じた按分）又は充当限度額による按分」をするよう変更されている。森議員の人件費のように時間や面積等に応じた按分ができない場合、充当限度割合を用いて按分をするということになるかと思う。
- ・ 会派の経理担当者が政務活動費の執行に疑義を感じた場合、内容によっては、事前に、議員会派に書類が出てきた段階で、「この軽減、本当に大丈夫か」とか「充当できるものであるか」という照会がある。
- ・ 自民改革会議では独自で政務活動費の手引を作成し、それをもとに運用している。
- ・ 事務局が一般的、外形的な書面審査の事務を行なっているというのは、政務活動費の前の政務調査費の時代からである。これは明文化されたものではない。ただし、平成21年の最高裁第1小法廷の判決を受け、それ以降はこの判決を基本として事務の運用をしている。
- ・ 議員から出てきた支出証拠書等の書類については、会派が確認した上で議会事務局のほうへ提出されているので、支出の内容は会派が確認しているということになるが、会派の方で例えば現地へ行ったり、実態まで確認しているかどうかについては、事務局で承知していない。
- ・ 森議員の事務所の賃料の按分比については、事務所に1階と2階があり、支出証拠書では1階を業務用、2階を政務活動用のものに使っていると明確に表現しており、業務用・政務活動用以外のものに使っているという表現はされていなかったもので、2つの用途として使っていると、2分の1の按分率が適正であると判断している。
- ・ 森議員の事務所の使用目的については確認していない。今回、住民監査請求があったことについて会派に伝えてあるが、運用指針とか事務局で保管している書類を照合し、特に問題はないというふうに判断しているので、会派にそれ以上の何か調査をかけるということは現時点ではしていない。

- ・ 森議員の新聞購読料については、書類上、「政務活動費に全額充当する」というような記載があるので、これは全て政務活動費のみで購読しているという判断をしている。
- ・ 過日、鈴木議員から、政務活動に従事した時間数の中に後援会活動が含まれており、政務活動費を返還したいという申し出があった。9月25日に388万7,000円余の金額の返還を受けた。
- ・ 請求人資料6-37（鈴木議員の事務所・職員雇用概要書）の「従事内容」の欄の「後援会」、「政党」及び「その他」に丸がついている。「政党活動」に丸がついていたのは、単純な誤記、誤った記載との説明が会派からあった。
- ・ 人件費の時給や日給について、運用指針上、全会派統一の基準等はない。
- ・ 人件費の平均単価については、運用指針に規定がないので平均単価を出す必要性を感じておらず、把握していない。
- ・ 人件費については、金額がどの程度であればよいのかは運用指針上の明確な規定はない。実費については実際に支払ったものが対象であるということから、鈴木議員の人件費は適切に処理されているという考え方をとっている。
- ・ 政務活動費は会派に対し交付されるものであり、政務活動費を充当することができる政務活動は会派が行なうものであり、会派代表者の承認を受けて充当しているものであるため、議会事務局におけるチェックというのはいしていない。
- ・ 職員の給与というのは、その方の経験とか、その業務の困難度等から決定されるものと考えるので、会派の中で基準を設けるということについては、現時点では各会派の動きはなく、議会事務局として現時点でどうこうということは申し上げられない。
- ・ 各議員の新聞購読数の平均はわからないが、基幹紙と言われるものは、購読していることが多い。
- ・ 議員が雇用した者の活動実態については、確認はしていない。
- ・ 政務活動費の請求を会派が議員から受け、会派が審査して事務局に支出証拠書等を提出しているが、その過程において、会派が実態に踏み込んだところまで確認しているかどうかというところについては承知していない。

## 5 監査対象機関への聞き取り調査結果（要旨）

平成29年9月28日と10月17日に監査委員事務局が監査対象機関から聞き取りを行った。上記4で記載したものの以外に聞き取った内容は以下のとおりである。

- (1) 森竹治郎氏の業務用事務所及び政務活動用事務所の貸室契約書を確認した。
- (2) 平成28年度の政務活動費の交付事務と申請事務について、関係書類を確認したところ、適正に行われていたことを確認した。
- (3) 運用指針における「実態として会派の政務活動に使われているか否か」の判断は、会派に任されていると解釈して構わない。

## 6 関係人への調査結果（要旨）

自治法第199条第8項に基づく関係人調査を平成29年10月10日、10月11日、11月2日及び11月6日に行った。その内容は次のとおりである。

### (1) 会派（経理責任者）

- ・ 按分比については、各議員が経費を相手方に支払った後、提出される支出証拠書等により会派の経理責任者が確認している。
- ・ 平成29年度に運用指針が改訂され、按分比の充当限度額の考えが位置づけされたが、それ以前も同様の考え方で運用してきた。按分方法の承認は雇用契約書等で客観的判断をした後、最終的に会派代表が承認する。
- ・ 知事が会派に政務活動費の交付を行った後の、会派と各議員の間で行われている手続については、執行月（議員が先方に支払った月）の翌月10日までに、議員は会派に支出証拠書等を提出する。会派は、提出された月に支出証拠書等の内容を確認し、その月末までに当該議員に政務活動充当額を支払う。
- ・ 政務活動費の按分比については、個々の議員の事情も異なり、運用指針やその運用で「活動実態に応じた按分」「活動が渾然一体の場合は活動数に応じた按分」を周知徹底している。実際にどう按分するかは各議員に委ねている。
- ・ 人件費の時給については、製造業の労働対価のように、成果から単価を決定していくことはすぐわない。議員の補助スタッフは議員の代わりの役割を担うことや、議員と表裏一体の思いを共有し業務に当たる等、政治的な負担がある。それらを換算して対価としての人件費単価を定めることはできず、各議員に委ねている。
- ・ 政務活動費は、県から会派に議員1人につき月額45万円が交付されるが、自民改革会議では、会派共通の経費3万円を差し引きし、実質42万円を上限に議員に交付している。内規第7条第2項によりこの42万円を1/2にした21万円が人件費として政務活動費に充当できる上限である。
- ・ 議員が雇用する補助員については、議員により雇用の背景、地域性、活動の度合いが異なる。時給については、同じ議員が雇用した補助員においても状況が異なる。よって、補助員の労働条件については、会派としての対応はとらずに各議員に任せている。
- ・ 9月25日付けで静岡県議会議長に平成28年度政務活動費の収支報告書の訂正届を提出し、訂正の結果生じた残余额748,196円を同日付けで県に返還した。その結果、鈴木議員が事務員雇用に伴い政務活動費に充当していた金額が1,496,385円から748,189円に変更となった。

### (2) 森議員

- ・ 建物2階に政務活動専用事務所、1階に業務用事務所がある。それぞれに什器と電話が設置されている。
- ・ 政務活動関係の会計帳簿類は建物2階に置いてあるが、後援会・政党支部関係書類は自宅に置いてある。
- ・ 政務活動専用電話は建物2階の政務活動専用事務所に設置し、業務用事務所の電話は建物1階に

設置している。電話番号は別々である。

- ・ 後援会や政党支部の電話はない、看板等は事務所の内や外にも全くない。
- ・ 後援会の主たる事務所については森議員の自宅に置き、当地には形式的に事務所を置いてあるに過ぎない。その理由は2つあり、1つは静岡県選挙管理委員会に提出する年1回の収支報告書の連絡先とするためであり、もう1つは後援会事務所には常勤職員が不在で、かつ専用の電話番号も設けていないことから、後援会に郵便や電話があった場合、業務用事務所の職員に便宜上取り次いでもらう必要があるためである。
- ・ 政党支部については政治資金管理団体として集めた寄付金を後援会等に交付しており、殆ど独自の政治活動は行っておらず、主たる事務所は必要ないが、当地には形式的に事務所を置いている。その理由は2つあり、1つは静岡県選挙管理委員会に提出する年1回の収支報告書の連絡先とするためであり、もう1つは政党支部には殆ど独自の活動はないとはいえ、郵便や電話があることもあり、業務用事務所の職員が取り次ぎざるをえないからである。なお、当地における政党支部の活動は一切ない。
- ・ 4年に一度の県議会議員選挙の年には伊豆急下田駅前別の場所を借りて4～5ヶ月間、後援会活動を行う。
- ・ 業務用事務所も政務活動事務所も狭い場所（各 33 m<sup>2</sup>）であり、後援会や政党支部活動に使用する余地はない。
- ・ 誤解を避けるため、平成29年9月15日に政治資金規正法に基づく後援会事務所と政党支部事務所の主たる事務所の所在地を当地から自宅の住所に変更する届出書を、静岡県選挙管理委員会に提出した。
- ・ 国会議員や県議会議員の多くは、献金を受ける資金管理団体として政党支部を持っている。政党支部で集めた政治資金を後援会等に交付して政治活動を行っている。
- ・ 後援会と政党支部の平成28年政治資金収支報告書において、光熱水費はいずれも0円であるので、後援会・政党支部の事務所として当地を使用していないことが御理解いただけると思う。
- ・ 新聞については、事務所に3紙、自宅に4紙が配達されている。これら7紙は静岡県議会における一般質問や委員会における質問そして県政報告会等の資料として総て活用し、大変役立っている。また、7紙は県議会議員としての教養を高めるためにも必要である。
- ・ 7紙は私的利用・業務用には全く活用していない。業務用必要書籍類は別途購入している。また、私の家庭は妻と2人所帯で、妻は目が悪く新聞は読まない。従って、7紙の購読料は全額を政務活動費を充当している。
- ・ 政務活動の補助者であるA氏とB氏は、永年に亘り県議会議員活動を補助・支援してくれている。毎日司法書士業務並びに静岡県議会議員活動の補助の仕事のみを行っており、後援会や政党支部の仕事をするのではないと上申している。また、両名には後援会や政党支部から給与は支払われていない。
- ・ 後援会活動で必要がある時に補助応援してくれる主な方が3名おり、森議員の送迎を交代で務めてくれる。

- ・ 後援会事務所の収支報告書で人件費を計上しているが、身内と親戚（5名）が必要に応じて協力をしてくれており、その人件費と上記の後援会活動で必要がある時に補助応援してくれる主な方3名のお礼等である。また、事務所費を計上しているが、自動車の整備費や保険料等であり、事務所の借料損料は含まれていない。
- ・ 政党支部の活動はないので、補助者はなく、収支報告書には人件費等の経常経費を計上していない。

### (3) 鈴木議員

- ・ C氏の政務活動と後援会活動の従事時間については、請求人資料にある雇用実績表のとおりであるが、C氏の従事時間数を調査した結果、政務活動と後援会活動が渾然一体となり按分ができないので、それぞれの活動を1/2ずつ按分した。
- ・ 請求人資料6-37の「2 職員雇用状況」の従事内容欄に「政党活動と兼務」と記載されているが間違いだった。政務活動費充当額の変更前から政党活動の従事時間数は含まれていない。従って、C氏は今の勤務先、政務活動、後援会活動の3つの職を兼ねていると理解して良い。
- ・ 県議会議員として経験を重ねる中、近年、議長や会派役員を務めることが多くなり、地域や政策への事情に精通した補助スタッフを必要とした。C氏には、自分の片腕として、政策立案、現地における調査や視察、要望者への聞き取り、県市行政当局との意見交換や政策協議の全般的な議員活動や政務活動の補助をお願いしている。単なる事務的補助を業務としているわけではない。
- ・ 政務活動費に関する人件費については、C氏の勤務先Dの基本給を参考適用の上、（政務活動従事時間数/雇用時間数）で割り戻した単価を基に計算した金額を政務活動費に充てている。また、政務活動は、Dの業務とは無関係であることから、DはC氏に対する給与面で一切の考慮はない。この点は、鈴木議員、C氏及びDとの間で合意している。C氏とは時給で契約していないが、結果的に時給1,700円余となっている。この金額については上記に記載のとおり、C氏の業務は単なる事務補助ではなく、自らの片腕として政務調査の補助を行っているので、業務に相応の額であると考えている。

## 第4 監査の結果

### 1 認定した事実

政務活動費の交付に関する規定と政務活動費の交付実績については、次のとおりである。

#### (i) 静岡県政務活動費の交付に関する条例（平成13年静岡県条例第39号）

政務活動費の交付に関して、次の定めがある。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第2条 政務活動費は、静岡県議会の会派（所属議員が1人のものを含む。以下「会派」という。）又はその所属議員が調査研究、研修、広聴又は広報、要請又は陳情、県民からの相談への対応、会議への参加等の県政の課題及び県民の意志を把握し、県政に反映させる活動その他の県民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

（政務活動費の交付対象）

第3条 政務活動費は、会派に対し交付する。

（政務活動費の額）

第4条 政務活動費は、月額450,000円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額とする。

2 前項の所属議員の数は、月の初日における各会派の所属議員数による。

（略）

（会派の通知）

第6条 議長は、毎年度4月5日までに、当年度初日における各会派の結成状況について、別に定める様式により知事に通知しなければならない。

（略）

（政務活動費の交付決定）

第7条 知事は、前条の規定により会派の通知を受けたときは、当該会派に係る政務活動費の交付の決定又は変更決定を行い、会派の代表者に通知しなければならない。

（政務活動費の請求及び交付）

第8条 会派の代表者は、前条の規定による通知を受けた後、毎月速やかに、別に定める様式により、当該月分の政務活動費を請求するものとする。

2 知事は、前項の請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

（収支報告書）

第9条 会派の代表者は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、別に定める様式により、年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

（略）

3 会派の代表者は、前2項の規定により収支報告書を提出するときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 政務活動費の支出に係る全ての領収書その他の証拠書類の写し

(2) 議長が別に定める書類

(政務活動費の返還)

第 10 条 知事は、会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において行った政務活動費による支出（別表に掲げる経費に係る支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額の返還を求めることができる。

別表（第 2 条関係）

政務活動に要する経費

経費	内容
調査研究費	会派又はその所属議員（以下この表において「会派等」という。）が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研修費	会派等が行う研修会（視察を含む。）、講演会等の実施に要する経費並びに会派等以外のものが開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への所属議員及び会派等が行う政務活動を補助する職員の参加に要する経費
広聴広報費	会派等が行う県政に関する政策等の広聴又は広報の活動に要する経費
要請陳情等活動費	会派等が行う要請又は陳情、県民からの相談への対応等の活動に要する経費
会議費	会派等が行う会議に要する経費及び会派等以外のものが開催する会議への会派等としての参加に要する経費
資料作成費	会派等が行う政務活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派等が行う政務活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務費	会派等が行う政務活動に係る事務の遂行に要する経費
事務所費	会派等が行う政務活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
人件費	会派等が行う政務活動を補助する職員を雇用する経費

## (2) 静岡県政務活動費の交付に関する規程（平成13年静岡県議会告示第2号）

静岡県政務活動費の交付に関する条例に基づく政務活動費の交付に関し、必要な事項が定められている。

（議長が別に定める書類）

第 7 条 条例第 9 条第 3 項第 2 号 に規定する議長が別に定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) (略)

(2) 事務所、職員雇用に関する概要書の写し

## (3) 静岡県政務活動費の収支報告書に関する事務処理要領（平成20年 3 月19日制定）

静岡県政務活動費の交付に関する条例（平成 13 年静岡県条例第 39 号。以下「条例」という。）

及び静岡県政務活動費の交付に関する規程（平成 13 年静岡県議会告示第 2 号。以下「規程」とい

う。)に基づく政務活動費の収支報告書に関する事務処理に必要な事項が定められている。

(添付書類)

第2 条例第9条第3項第1号に規定する証拠書類は、様式第1-1号(支出証拠書)(略)によるものとする。

2 (略)

3 規程第7条の概要書は、様式第3号(事務所・職員雇用概要書の様式)によるものとする。  
(略)

#### (4) 運用指針

政務活動費の会計処理、経費の範囲等に関して、次の定めがある。

#### II 会計処理

会派は、会派内の意思決定手続きや会計処理体制を整備し、適正な執行に努めなければならない。

##### 1 会計帳簿等の調製・整理保管・保存

会派の政務活動費経理責任者は、政務活動費による支出について、会計帳簿を調製し、その内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を5年間保存しなければならない。(規程第9条)

(略)

##### 【会計帳簿及び証拠書類一覧】

区 分	様 式	5年間の保存義務(会派)	収支報告書へ添付(翌年度の4月末)
支出証拠書 ※ 領収書等を貼付、又は支払証明したもの (略)	要領様式1-1	○	○(写し)
事務所・職員雇用概要書 ◇ 事務所費又は人件費の支出がある場合	要領様式3	○	○(写し)

(略)

##### 4 残余金の返還

政務活動費は、政務活動に要する経費の一部に充当するために交付されるものであることから、交付された総額から支出の総額を控除して残余が生じたときは、残余金を返還しなければならない。

##### 「静岡県政務活動費の交付に関する条例」

第10条 知事は、会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において行った政務活動費による支出(別表に掲げる経費に係る支出をいう。)の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額の返還を命ずることができる。



※ この規定は、政務活動費に残余が生じた場合の当該残余の返還及び目的外使用があった場合の当該目的外使用に係る政務活動費の返還について定めたものであり、あくまで知事の返還命令の根拠を明示的に規定しているもので、実際に残余が生じた場合には、会派が自主的に返還しなければならない。

### Ⅲ 経費の範囲

#### 1 経費の範囲

会派は、政務活動費を条例別表に定める政務活動に要する経費に充てることができる。

(条例第2条、別表)

【政務活動に要する経費の範囲】 (内容及び例示)

項 目	内 容	例 示
(略)		
資料購入費	会派等が行う政務活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 書籍購入代及び新聞購読料 (電子データを含む)</li> <li>・ その他資料購入費 (ビデオ、CDを含む)</li> <li>・ 有料データベース利用料 等</li> </ul>
事務費	会派等が行う政務活動に係る事務の遂行に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務用品購入費</li> <li>・ 事務機器、備品購入費 (リース代)</li> <li>・ 通信費 (郵便料、送料、電話通話料、インターネット接続料)</li> <li>・ 自動車の燃料代、維持管理費 (自賠責、任意保険、エンジンオイル交換経費)</li> <li>・ 自動車リース代 (基本契約料、上記自動車維持管理費)</li> </ul>
事務所費	会派等が行う政務活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務所、駐車場賃借料</li> <li>・ 光熱水費 等</li> </ul>
人件費	会派等が行う政務活動を補助する職員を雇用する経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給料、手当、社会保険料、賃金等</li> </ul>

※ 事務所費は、事務費から分類した (平成 20 年度交付分から適用) ものであるが、一般的な政治活動のための事務所費と混同しないようにしなければならない。

## 2 運用の指針

### (1) 実費弁償の原則

政務活動は会派またはその所属議員の自発的な意思に基づき行われるものであることから、政務活動費は、社会通念上妥当な範囲のものであることを前提とした上で、政務活動に要した費用の実費に充当（費用弁償）することを原則とする。

### (2) 按分による充当

会派またはその所属議員の活動は、議会活動、政党活動、選挙活動等と多彩であり、一つの活動が政務活動と他の活動の両面を有し、渾然一体となっていることが通例である。このことから、活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが不適當な場合にあっては、各活動の実績に応じた按分により充当する。

なお、按分により政務活動費を充当する場合には、按分率の積算根拠を明確にするとともに、支出証拠書に按分の割合及び当該按分の割合に基づく政務活動費の支出額を付記する。

### (3) 会派と議員についての考え方

政務活動費は、静岡県議会の会派（所属議員が一人のものを含む。）に対し交付されるものであることから、政務活動費を充当することができる政務活動は、会派が行うものである。

このことから、会派として実施する政務活動を具体的に決定した上で、その所属議員が分担して行う場合に限り、個々の議員が実施する政務活動へも政務活動費を充当することができる。

この場合、会派と議員の間において、書面により、役割分担等の確認（契約・合意）を行うこととする。

また、会派の政務活動の拠点となる事務所に要する経費や政務活動を補助させるために必要な職員の人件費に政務活動費を充当する場合には、事務所・職員雇用概要書（略）により、会派代表者が承認するものとし、その他の経費についても、必要に応じ、会派と議員の間で確認等を行う。

### (4) 項目別運用指針

ア （略）

イ 項目別

項目	運用指針
資料購入費	◇ 会派又はその所属議員の新聞、情報誌購読料 実態として会派の政務活動に使われているか否かが判断基準となる。 議員個人で新聞等を購入する場合は、政務活動の用に供するものでなければならない。
(略)	
事務費	◇ 備品購入経費、リース代（事務機器を含む） 議員の資産形成につながる可能性の高い高額な備品（取得価格が10万円以上）の購入代金は、政務活動費の対象外とする。但し、政務活動に直接必要と認められる事務機器（パソコン、プリンター等）についてはその限りではない。 但し、他活動と併用している場合は、その使用実態に応じて適切に按分する。 (略)

	<p>◇ 通信費（郵便料、送料、電話料金、携帯電話料金、インターネット接続料） 政務活動のために要した通信費は認められる。</p> <p>郵便料、送料については、送付する都度「料金別納郵便」「料金後納郵便」「宅配便」等を利用することとし、原則、切手等の購入は認められない。</p> <p>ただし、月額1万円以内の切手・はがき等の購入に限り充当できる。</p> <p>電話料金及び携帯電話料金は、通話明細により具体的に立証されない限り、使用実態に応じて按分する。</p> <p>なお、携帯電話の購入や買い替え費用については認められない（青森地裁）。</p> <p>（略）</p>
（略）	
事務所費	<p>◇ 事務所の位置付け 政務活動費が会派に対し交付されていることから、書面により、議員事務所が会派の支部事務所等、政務活動の拠点として位置付けておく必要がある。</p> <p>◇ 事務所の要件 次の①～③の要件を備え、実際に政務活動に使用されていること。</p> <p>① 事務所として外形上の形態を有すること。（看板等の表記）</p> <p>② 事務所として機能（事務スペース、応接スペース、事務用備品等）を有していること。</p> <p>③ 事務所を賃借している場合は、議員が契約者となり、賃借料、賃借物件、賃借期間等が明確である契約書が作成されていること。</p> <p>（略）</p> <p>◇ 経費の按分 会派又はその所属議員の活動は政務活動と他の活動（後援会、政党活動）が浑然一体となっていることから、事務所費（賃借料、光熱水費、維持管理費等）への政務活動費の充当に当たっては、各活動の実績に応じて按分充当する。</p> <p>なお、経費の按分は、年度を通じて同じ按分方法を使用しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 光熱水費は、別メーターで管理することが望ましいが、これによりがたい場合は、使用実態に応じて按分する。</li> <li>・ 賃借料及び維持管理費等の経費は、使用実態に応じて按分する。</li> </ul> <p>*維持管理費 ⇒ 清掃、浄化槽の点検等日常維持管理に必要な経費</p> <p>【充当できない経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自己所有物件及び生計を一にしている親族の所有物件の賃料、使用料、分担金</li> <li>・ 事務所の購入や修繕費</li> </ul>
人件費	<p>◇ 充当基準 政務活動の補助業務のために雇用した職員の給料、手当、社会保険料、アルバイト賃金等に政務活動費を充当することができる。</p> <p>（略）</p>

(5) 政務活動費を充当できない経費

区 分	具 体 例
政党活動経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政党活動、県連活動に要する経費（党大会参加経費、党大会賛助金）</li> <li>・ 政党の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷及び発送等に要する経費</li> </ul>
選挙活動経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 選挙等での各種団体への支援依頼活動、選挙ビラ作成等に要する経費</li> <li>・ その他選挙関係に係る経費</li> </ul>
後援会活動経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 後援会活動に要する経費</li> <li>・ 後援会の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷及び発送に要する経費</li> <li>・ 後援会主催の報告会開催等に要する経費</li> </ul>
その他の経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 挨拶、会食やテープカットだけの出席に要する経費（県主催のものは除く。）</li> <li>（例）・ J A、漁協、土地改良区、森林組合等の総会の挨拶だけの出席</li> <li>・ 町内会、老人クラブ、青年団、壮年会及び婦人会の新年会等</li> <li>・ 議員が他の団体の役職を兼ねている場合の当該団体の理事会、役員会又は総会の出席</li> </ul>

(5) 政務活動費の手引

(1)～(4)の条例、規程、要領及び運用指針を補うこの手引は、会派の政務活動費の適正な執行を確保するため作成された経理事務の基準である。内容については概ね運用指針と同じであるが、次の規定が定められている。

2 運用の指針

(7) 項目別運用指針

イ 項目別

項 目	運 用 指 針
事務所費	<p>◇ 経費の按分</p> <p>【按分方法】</p> <p>①面積按分</p> $\text{按分率 (\%)} = \frac{\text{政務活動の使用面積 (A)}}{\text{政務活動の使用面積 (A) + その他の活動の使用面積 (B) (全体面積)}}$ <p>②時間按分</p> $\text{按分率 (\%)} = \frac{\text{政務活動の使用時間 (A)}}{\text{政務活動の使用時間 (A) + その他の活動の使用時間 (B) (全使用時間)}}$

＜使用実態で按分できない場合の充当限度割合＞				
所有形態	使用形態	賃借料	光熱水費	維持管理費
第三者所有	政務活動+後援会活動	1 / 2	1 / 2	1 / 2
	政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3	1 / 3	1 / 3
自己所有・生計を一にする親族保有	政務活動+後援会活動	－	1 / 2	1 / 2
	政務活動+後援会活動+政党活動	－	1 / 3	1 / 3
自宅兼用事務所	政務活動+後援会活動	－	「面積按分」の1 / 2	
	政務活動+後援会活動+政党活動	－	「面積按分」の1 / 3	
(略)				
人件費	◇ 充当基準 (略) 【人件費の充当方法】			
	区分	充当基準		
	専ら政務活動に従事している場合	全額		
	雇用実績表等により政務活動に従事した実績が明らかな場合	実績による		
	上記以外の場合	充当限度割合による		
	①雇用実績表に基づく充当 雇用実績表(略)を作成し、これに基づき経費を充当する。			
	②充当限度割合による充当 後援会活動など他業務にも携わっている場合で、政務活動に従事した実績が明確でない場合は、下記に基づき充当する。			
	従事形態	充当限度割合		
	政務活動+後援会活動	1 / 2		
	政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3		
(略)				

## (6) 内規

会派及び会派に所属する議員が、政務活動費を適正に執行するための取扱いについて定めるものであり、次の規定が定められている。

(証拠書類等の作成・提出)

第7条 会派及び所属議員は、政務活動費を支出した翌月の10日までに、会派様式第4-1号又は同様式第4-2号を作成し、次に掲げる書類を添付のうえ経理責任者へ提出する。

(1) 支出証拠書

- (2) (略)
- (3) 事務所・職員雇用概要書及び関係契約書等の写し（該当のある場合）
- (4) 雇用実績表（該当のある場合）
- (5)～(6) (略)

2 前項(4)の雇用実績表は、政務活動のために職員を雇用した会派又は所属議員が当該職員の雇用に要する経費を人件費に充当する場合に、会派様式第5号により作成する。

ただし、人件費に充当できる金額は、政務活動費の2分の1以内とする。

3 会派又は所属議員が当該事務所に要する経費を事務所費に充当する場合、充当できる金額は、原則、経費の2分の1按分を上限とする。

**(7) 政務活動費交付実績（自民改革会議）**

会派所属議員：平成28年4月分～平成29年1月分40名 平成29年2月分～3月分39名

会派の結成状況の通知		(年月日) 平成28年4月3日
政務活動費の交付 の決定の通知	当初	(年月日) 平成28年4月5日 (金額) 216,000,000円
	変更	(年月日) 平成29年1月16日 (金額) 215,100,000円 *遠藤榮議員退会
政務 活 動 費 の 請 求 と 支 払	平成28年4月分	(請求年月日) 平成28年4月6日 (交付年月日) 平成28年4月15日 (交付額) 18,000,000円
	5月分	(請求年月日) 平成28年5月2日 (交付年月日) 平成28年5月13日 (交付額) 18,000,000円
	6月分	(請求年月日) 平成28年6月1日 (交付年月日) 平成28年6月10日 (交付額) 18,000,000円
	7月分	(請求年月日) 平成28年7月1日 (交付年月日) 平成28年7月11日 (交付額) 18,000,000円
	8月分	(請求年月日) 平成28年8月1日 (交付年月日) 平成28年8月10日 (交付額) 18,000,000円
	9月分	(請求年月日) 平成28年9月1日 (交付年月日) 平成28年9月12日 (交付額) 18,000,000円
	10月分	(請求年月日) 平成28年10月1日 (交付年月日) 平成28年10月11日 (交付額) 18,000,000円
	11月分	(請求年月日) 平成28年11月1日 (交付年月日) 平成28年11月10日 (交付額) 18,000,000円
	12月分	(請求年月日) 平成28年12月1日 (交付年月日) 平成28年12月12日 (交付額) 18,000,000円
	平成29年1月分	(請求年月日) 平成29年1月4日 (交付年月日) 平成29年1月13日 (交付額) 18,000,000円

	2月分	(請求年月日) 平成29年2月1日 (交付年月日) 平成29年2月10日 (交付額) 17,550,000円 *遠藤榮議員退会につき450,000円減額
	3月分	(請求年月日) 平成29年3月1日 (交付年月日) 平成29年3月10日 (交付額) 17,550,000円
政務活動費収支報告書の提出		(提出年月日) 平成29年5月25日 (残余额) 31,041,955円
		(提出年月日) 平成29年9月25日 (残余额) 3,887,716円 *残余额は平成24年度～平成28年度交付額分であり、うち平成28年度交付分に係る額は748,196円
政務活動費返還請求と支払		(請求年月日) 平成29年5月29日 (金額) 31,041,955円 (納入日) 平成29年5月29日
		(請求年月日) 平成29年9月25日 (金額) 3,887,716円 (納入日) 平成29年9月25日 *金額は平成24年度～平成28年度交付額の一部であり、うち平成28年度交付分に係る額は748,196円である。

**(8) 鈴木議員の人件費の政務活動費充当額に係る金額の変更(平成28年度分)**

(7)の表に掲げるとおり、会派は、平成29年9月25日付で平成28年度に執行した政務活動費の一部が残余额に当たるとして748,196円を返還した。返還前後の政務活動費の充当額と按分の考え方は次表のとおりである。

	政務活動費の充当額		政務活動従事時間数	
	返還前(注)	返還後	返還前(注)	返還後
平成28年4月分	136,363円	68,181円	80時間	左記時間数は政務活動と後援会活動の従事時間数が含まれているが、それぞれ区分ができないので、1/2ずつ按分する。
5月分	136,119円	68,059円	76時間	
6月分	105,974円	52,987円	68時間	
7月分	103,615円	51,807円	64時間	
8月分	157,894円	78,947円	80時間	
9月分	116,756円	58,378円	72時間	
10月分	129,398円	64,699円	76時間	
11月分	134,911円	67,455円	76時間	
12月分	111,627円	55,813円	64時間	
平成29年1月分	137,837円	68,918円	68時間	
2月分	132,558円	66,279円	76時間	
3月分	93,333円	46,666円	56時間	
合計	1,496,385円	748,189円	856時間	

(注)表中の「政務活動従事時間数」を基に「政務活動費の充当額」を積算しているので、按分は行っていない。

## 2 判断

本件措置請求について次のとおり判断する。

### (1) 請求人の主張の整理

請求人の主張内容は、措置請求書や請求人の陳述から整理すると次のとおりである。

平成 28 年度政務活動費の収支報告書とその添付書類を閲覧したところ、静岡県議会自民改革会議会派の森議員の事務所費の 303,633 円、事務費の 26,288 円、資料購入費の 55,080 円、人件費の 1,200,000 円、合計 1,585,001 円及び鈴木議員の人件費の 1,068,385 円については、運用指針に反する不適切な支出と思われるので、知事が当該会派に対し、政務活動費を返還するよう求める。

### (2) 判断の対象

森議員及び鈴木議員が執行した政務活動費について、第 4 の(1)静岡県政務活動費の交付に関する条例から(6)内規までの規定に反しているかどうかを検討する。

### (3) 森議員の事務所費（事務所の賃料及び電気代）に充てた政務活動費

#### ア 賃借した事務所の使用目的

監査対象機関への聞き取り調査結果では、森竹治郎氏は、平成 2 年 12 月 16 日付で所有者と建物の西側の 1 階及び 2 階において、月 70,000 円で貸室契約を締結し、貸室の使用目的は事務所とされている。事務所の規模については、1 階及び 2 階共に約 33 m<sup>2</sup>である。同契約書六では、「其の他の用途に使用し、又は転貸（部分貸を含む）をすることは出来ない。但し特に甲（所有者）の承諾した場合はこの限りでない。」と規定されている。

#### イ 賃借した事務所における使用状況

森議員は、建物の 1 階を業務用事務所として、2 階を政務活動専用の事務所として使用し、当地における後援会や政党支部の活動は一切ないと説明する。その根拠として次の点を挙げている。

- ・ 後援会の主たる事務所については、静岡県選挙管理委員会に年 1 回提出する収支報告書の連絡先としての必要性や、常勤職員の不在に伴う郵便や電話の取り次ぎ先としての必要性を理由に、形式的に当地に置いてあるに過ぎない。
- ・ 政党支部の主たる事務所については、静岡県選挙管理委員会に年 1 回提出する収支報告書の連絡先や郵便や電話の取り次ぎ先としての必要性を理由に、形式的に当地に置いてあるに過ぎない。
- ・ 後援会や政党支部の看板等は事務所の内や外にない。
- ・ 建物各階に什器と電話を設置し、2 階の電話は政務活動専用電話であり、1 階の業務用事務所と別々の番号である。後援会や政党支部の電話はない。
- ・ 関係書類については、政務活動関係の会計帳簿類は建物 2 階に、後援会・政党支部関係書類は自宅に保管している。
- ・ 建物各階のスペースは狭く、後援会や政党支部に使用する余地はない。



一方、請求人は当地に後援会と政党支部の事務所が所在する理由として、平成 27 年分の政治資金収支報告書（森竹治郎後援会事務所、自民党下田市・賀茂郡第一支部）において、当地が主たる事務所として記載されていることを挙げている。

したがって、建物の一部を後援会事務所と政党支部が使用しているか否かが争点となる。

#### ①建物の外観から見た事務所の案内

森議員は、後援会や政党支部の看板等は、事務所の内や外にも全くないと説明をする。建物の外には「司法書士 静岡県議会議員 森竹治郎事務所 TEL 0558-22-6353」の看板が掲げられており、外観上、後援会事務所と政党支部を示す案内は確認できない。

#### ②事務所の権利関係

ア記載のとおり森竹治郎氏の名義で所有者と貸室契約を締結し、借り受けした建物については、原則、事務所の用途に使用し、又は転貸（部分貸を含む）することは出来ないとされており、森竹治郎後援会又は政党支部の名義で建物の賃貸借が行われている事実は確認できなかった。

#### ③建物の 1 階と 2 階の使用状況

森議員は、建物の 1 階は業務用事務所として、2 階は政務活動用事務所として使用していると説明をする。

関係人調査において建物各階の写真や図面を確認したが、イ記載の森議員説明のとおり各階に什器と電話が設置され、2 階にある政務活動用電話と 1 階の業務用事務所電話の番号は別の番号であった。政務活動の関係書類については建物 2 階に、後援会・政党支部関係書類は自宅に保管している旨の説明があった。

以上の状況から、業務用事務所と政務活動用事務所は明確に区分され使用されていると判断できる。

#### ④政治資金収支報告書から見た後援会と政党支部の建物内における活動状況

後援会事務所及び政党支部の活動状況について、森議員の後援会及び政党支部の収支報告書から検討する。なお、請求人が提出した資料 1-13～1-14 の森竹治郎後援会の収支報告書は平成 27 年分の内容であるため、森議員から提出を受けた平成 28 年分の森竹治郎後援会と政党支部の収支報告書により判断する。

森議員は、後援会や政党支部の主たる事務所については、静岡県選挙管理委員会に年 1 回提出する収支報告書に記載する連絡先や、常勤職員の不在に伴う郵便や電話の取り次ぎ先とすることを理由に、形式的に当地に置いてあるに過ぎず、また、当地における後援会や政党支部の活動は一切ないと説明する。

##### a 後援会事務所

森議員は上記のとおり後援会の活動状況の説明をするが、収支報告書には次の記載がある。

- ・ 業務用事務所と同じ主たる事務所の所在地と電話番号
- ・ 「人件費」と「事務所費」の支出額

これらのことから、後援会が建物内で活動しているとも考えられるので、その事務所が建物内に所在することの当否について検討していく。

はじめに、「業務用事務所と同じ主たる事務所の所在地と電話番号」について検討する。森議員は関係人調査において、業務用事務所の職員に郵便や電話を取り次いでもらうことや静岡県選挙管理委員会へ年1回提出する収支報告書の連絡先としての必要性を理由に、後援会の事務所は当地に形式的に置いてあるに過ぎないと説明する。このことは、後援会事務所に常勤職員が不在であることと関係する。森議員は関係人調査の中で「後援会活動で必要がある時に補助応援してくれる主な方」として3名の住所と氏名を、「身内と親戚（5名）が必要に応じて協力してくれており」として、具体的な縁者を協力者として挙げており、森議員は後援会活動の際には、必要に応じて協力を求めていることから、後援会事務所には常勤職員が不在であると認められる。このことから、常勤職員がいる業務用事務所を郵便や電話の取り次ぎ先とすることや、静岡県選挙管理委員会へ年1回提出する収支報告書に記載する連絡先とすることを理由に、後援会の事務所の住所や電話番号を業務用事務所のそれと同じとする森議員の説明に合理性が認められる。

次に、「人件費」と「事務所費」の支出額が記載されていることについて検討する。関係人調査において、人件費については上記の「後援会活動で必要がある時に補助応援してくれる主な方（3名）」と「身内と親戚（5名）」の分に当たり、業務用事務所の職員のA氏とB氏が後援会の仕事をするのではないと説明があったことを踏まえると、業務用事務所の職員が後援会事務所の業務には従事していないと認められる。また、関係人調査において、事務所費については、自動車の整備費や保険料等に当たり、事務所の借料損料は含まれていないとの説明や後援会事務所の関係書類は森議員の自宅に置いてあるとの説明があり、②のとおり後援会が建物を使用できる権利関係の証拠を確認できないことを踏まえると、建物に後援会事務所が所在する根拠は認められない。

以上のことをまとめると次のとおりとなる。

- ・ 後援会事務所には常勤職員が在籍していない。
- ・ 常勤職員がいる業務用事務所を、静岡県選挙管理委員会へ年1回提出する収支報告書に記載する連絡先とすることや郵便や電話の取り次ぎ先とすることを理由に、後援会の事務所の住所や電話番号を業務用事務所のそれと同じとする森議員の説明に合理性が認められる。
- ・ 業務用事務所の職員は後援会事務所の業務には従事していないと認められる。
- ・ 建物を事務所として使用できる権利関係を示す証拠は確認できない。
- ・ 後援会事務所の関係書類は自宅に置いてあると森議員の説明があったこと。

これらのことから、上記の森議員の説明に矛盾は認められず、後援会は建物内で活動しているとは認められない。

#### b 政党支部事務所

森議員は上記のとおり政党支部の活動状況の説明をするが、収支報告書には次の記載がある。

- ・ 業務用事務所と同じ主たる事務所の所在地と電話番号

このことから、政党支部が建物内で活動しているとも考えられるので、その事務所が建物内に所在することの当否について検討していく。

森議員は関係人調査において、政党支部の主たる事務所については、静岡県選挙管理委員会に

年1回提出する収支報告書に記載する連絡先や、郵便や電話の取り次ぎ先とすることを理由に、形式的に当地に置いてあるに過ぎないと説明する。このことは、政党支部に常勤職員が不在であることと関係する。

森議員は関係人調査の中で政党支部に補助者がいないことを挙げ、かつ収支報告書の人件費が0円であることから、政党支部には常勤職員が不在であると認められる。また、業務用事務所の職員のA氏とB氏が政党支部の仕事をするのではないと説明があったことを踏まえると、業務用事務所の職員が政党支部の業務には従事していないと認められる。これらのことから、静岡県選挙管理委員会へ年1回提出する収支報告書に記載する連絡先とすることや常勤職員がいる業務用事務所を郵便や電話の取り次ぎ先とすることを理由に、政党支部の事務所の住所や電話番号を業務用事務所と同じとする説明に合理性が認められる。

業務用事務所の職員が政党支部の業務に従事していないことは、収支報告書の人件費が0円であることから明らかである。

また、事務所費については0円であり、関係人調査において政党支部の関係書類は森議員の自宅に置いてあるとの説明や②のとおり政党支部が建物を使用できる権利関係の証拠を確認できないことを踏まえると、当地に政党支部が所在する根拠は認められない。

以上のことをまとめると次のとおりとなる。

- ・ 政党支部には常勤職員が在籍していない。
- ・ 静岡県選挙管理委員会へ年1回提出する収支報告書に記載する連絡先とすることや常勤職員がいる業務用事務所を郵便や電話の取り次ぎ先とすることを理由に、政党支部の事務所の住所や電話番号を業務用事務所と同じとする説明に合理性が認められる。
- ・ 業務用事務所の職員は政党支部の業務には従事していないと認められる。
- ・ 政党支部の関係書類は自宅に置いてあると森議員の説明があったこと。
- ・ 建物を事務所として使用できる権利関係の証拠が確認できず、建物内に政党支部が所在する根拠は認められない。

これらのことから、上記の森議員の説明に矛盾は認められず、政党支部は建物内で活動しているとは認められない。

#### ⑤建物の使用状況のまとめ

建物の2階は政務活動として、1階は業務用事務所として使用されていると推認する。

その理由は、以下のとおりである。

- ・ 建物付設の看板は政務活動事務所と業務用事務所の表示であり、外観上、後援会事務所と政党支部の所在を示す案内はないこと。
- ・ 建物各階に什器と電話が設置され、2階にある政務活動用電話と1階の業務用事務所電話の番号は別の番号であり、外見上、業務用事務所と政務活動用事務所は明確に区分され使用されていると判断できる。政務活動の関係書類については、建物2階に保管し、後援会・政党支部関係書類は自宅に保管している旨の説明があったこと。
- ・ 建物の貸室契約の借受人は森竹治郎氏であり、森竹治郎後援会や政党支部が借受人とされて

いないこと。

- ・ 建物内で、後援会や政党支部が活動しているとは認められないこと。

#### ⑥政務活動用事務所としての要件との整合

次に、建物2階が政務活動用事務所としての要件を満たしているか否かについて検討する。

政務活動の事務所の要件として、運用指針には次の3つの要件が設けられ、「実際に政務活動に使用されていること」と規定されている。

- ・ 事務所として外形上の形態を有すること。(看板等の表記)
- ・ 事務所として機能(事務スペース、応接スペース、事務用備品等)を有していること。
- ・ 事務所を賃借している場合は、議員が契約者となり、賃借料、賃借物件、賃借期間等が明確である契約書が作成されていること。

森議員の説明や関係資料から、上記の3要件を満たしているものと判断できる。

#### ウ 政務活動費の按分比

イから、建物の2階は政務活動用事務所として、1階は業務用事務所として使用されており、運用指針「2 運用の指針 (2)按分による充当」には、「会派またはその所属議員の活動は、議会活動、政党活動、選挙活動等と多彩であり、一つの活動が政務活動と他の活動の両面を有し、渾然一体となっていることが通例である。このことから、活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが不適当な場合にあっては、各活動の実績に応じた按分により充当する。なお、按分により政務活動費を充当する場合には、按分率の積算根拠を明確にするとともに、支出証拠書に按分の割合及び当該按分の割合に基づく政務活動費の支出額を付記する。」とあり、政務活動費の手引では、事務所費の経費の按分方法について、政務活動費の使用面積とその他の活動の使用面積における面積按分の方法が規定されている。

森議員が説明する政務活動充当額の按分比1/2については、建物1階2階の使用面積の2階部分によるものであること、また、第4の1(6)内規第7条第3項に「当該事務所に要する経費を事務所費に充当する場合、充当できる金額は、原則、経費の2分の1按分を上限とする。」となっているが森議員の場合は1/2の上限を超えていないことから、問題はないといえる。

#### エ 政務活動費の充当額

ウのとおり、政務活動費と業務用事務所の活動経費が、規定に沿った按分比を用いて計算されているので、事務所費における政務活動費の充当については違法不当とはいえない。

#### (4) 森議員の事務所費(ゼロックスコピー代)に充てた政務活動費

##### ア 使用状況

関係人調査の結果から、コピー機については、業務用事務所に1台あることが確認でき、どの事務所でコピーが何枚行われたかについては確認できず、請求人資料3-1~3-12(森議員の支出証拠書)にも記載はない。

##### イ 政務活動費の按分比

運用指針では、(3)と同様、「活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが不適当な場合にあっては、各活動の実績に応じた按分により充当する」とある。運用指針においても政務

活動費の手引においても、事務費の按分方法について概略的な規定はあるものの、コピー代の按分に関する具体的な規定はない。したがって、按分に関する一般的な規定である、各活動の実態に応じた按分比による充当方法が適用されることが妥当であると判断する。

森議員は、請求人資料3-1～3-12（森議員の支出証拠書）において、按分比を「業務用と1/2ずつ負担」と記載しており、政務活動事務所と業務用事務所を区分できないので1/2ずつ按分したものと推認できる。建物の使用実態から、コピーは政務活動事務所と業務用事務所で使用され、1/2の按分比は2つの事務所の活動に応じたものであり、問題はないといえる。

#### ウ 政務活動費の充当額

イのとおり、政務活動費とそれ以外の活動の経費が、規定に沿った按分比を用いて計算されているので、当該事務費における政務活動費の充当については違法不当とはいえない。

### (5) 森議員の事務費（政務活動の専用電話代）に充てた政務活動費

請求人が平成29年10月13日の陳述の際に言及していたので、この点についても検討する。

#### ア 政務活動専用電話の設置状況

(3)イに記載のとおり、建物2階の政務活動事務所に専用電話が設置されている。1階の業務用事務所に設置された電話とは別の番号であり、電話の利用にあたり、政務活動とその他の活動との区分が明確である。

#### イ 政務活動費の按分比

政務活動専用に使われた電話の経費であり、1階の業務用事務所の電話と区分が明確なので、電話の使用料を按分しないことについて問題はないといえる。

#### ウ 政務活動費の充当額

ア、イのとおり、政務活動専用の電話の使用料であることから、当該事務費における政務活動費の充当については違法不当とはいえない。

### (6) 森議員の資料購入費（新聞購入代・当地配達の3紙）に充てた政務活動費

#### ア 新聞の活用状況

関係人調査結果では、森議員は当地に配達されている新聞は3紙（毎日新聞、静岡新聞、産経新聞）であり、その購読料全額について政務活動費を充当しており、また、新聞の活用状況として、県議会における一般質問や委員会における質問、県政報告会等の資料として活用し、私的や業務用の活用を否定している。

#### イ 政務活動費の充当額

運用指針では、「活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが不適当な場合にあつては、各活動の実績に応じた按分により充当する」とある。運用指針においても政務活動費の手引においても、資料購入費については、「会派又はその所属議員の新聞、情報誌購読料については、実態として会派の政務活動費に使われていたか否かが判断基準となる。」とある。また、「議員個人で新聞等を購入する場合は、政務活動の用に供するものでなければならない」とする

規定があるが、それ以上の具体的な判断基準はない。

請求人は、当該3紙は、政務活動以外で活用されていると主張しているのに対し、森議員は、県議会における一般質問や委員会における質問、県政報告会等の資料としての活用であると説明し、私的や業務用における活用を否定している。当該3紙が政務活動で活用されているか、業務用事務所も含めた活用であるかが争点となる。

資料購入費については、運用指針や政務活動費の手引にも具体的な判断基準はないが、第3の5(3)で記載のとおり、運用指針における「実態として会派の政務活動に使われているか否か」の判断が、会派に任されている趣旨からすれば、監査委員が客観的に否定できる根拠を見出すことができない以上、会派の判断が規定に沿った処理方法というほかはない。

当該3紙の活用については、森議員が私用や業務用の活用を否定し、会派としても購読料全額を政務活動費に充てることを承認していることから、当該充当が規定に沿わない違法不当な充当であるとまではいえない。

## **(7) 森議員の人件費（2名雇用）に充てた政務活動費**

### **ア 雇用状況**

森議員は政務活動の事務員として2名（A氏とB氏）を雇用し、両名共に業務用事務所と政務活動補助の業務に従事していると説明する。

### **イ 両名の勤務状況**

森議員は両名共に業務用事務所補助と政務活動補助との区別ができないとし、A氏については業務用補助と政務活動補助との区別ができないので1/2ずつ、B氏についても同様に区別が業務用補助2/3、政務活動補助を1/3弱とする按分比を説明する。一方、請求人は、事務所については、後援会事務所と政党支部を兼ねているとして、森議員の説明する按分比をさらに1/2にし、A氏については1/4、B氏については1/6とする按分比を主張する。したがって、両名の業務内容が推認できる一般的、外形的な事実がどうであるかが争点となるが、(3)イ④に記載のとおり、A氏もB氏も後援会活動と政党支部の活動に従事しておらず、業務用事務所補助と政務活動補助に従事していると認められる。

### **ウ 政務活動費の按分比**

運用指針では、「活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが不適當な場合にあっては、各活動の実績に応じた按分により充当する」とある。運用指針における人件費について具体的な按分比の規定はないが、政務活動費の手引では人件費における政務活動費の充当方法として、第4の1(5)に記載のとおり、政務活動費の充当限度割合が規定されている。その規定を適用した場合、両名が従事する業務については、政務活動補助と業務用補助の2つに大分されるため、充当限度割合は1/2が上限となる。森議員が説明する「A氏については業務用補助と政務活動補助との区別が出来ないので1/2ずつ、B氏については業務用勤務2/3、政務活動補助を1/3弱」の按分比については、共に充当限度割合の上限1/2以下であるので問題はないといえる。

## エ 政務活動費の充当額

ウのとおり、政務活動費とそれ以外の活動経費が規定に沿った按分比を用いて計算されている。

また、政務活動費を充てることができる毎月の人件費の上限については、第4の1(6)に記載のとおり、内規第7条第2項に規定がある。関係人調査の結果によると、政務活動費は、県から会派に議員1人につき月額45万円を交付されるが、自民改革会議では、会派共通の経費3万円を差し引きし、実質42万円を限度に交付している。この42万円を内規第7条第2項により1/2にした21万円が人件費として政務活動費に充当できる上限として運用されている。森議員が兩名の人件費に充てた政務活動費の金額の合計額は、この上限21万円を下回る20万円である。

また、ウのとおり、政務活動とそれ以外の活動の経費が規定に沿った按分比を用いて計算されている。

よって、規定に反した政務活動費の充当であるとは認められないので、人件費における政務活動費の充当が違法不当とはいえない。

## (8) 鈴木議員の人件費（1名雇用）に充てた政務活動費

### ア 政務活動費充当額と判断の対象の変更

会派は、平成29年9月25日付けで静岡県議会議長に平成28年度政務活動費の収支報告書の訂正届を提出し、訂正の結果生じた残余额748,196円を同日付けで県に返還した。その結果、鈴木議員が政務活動費の事務員雇用に伴う人件費として政務活動費に充当していた金額が1,496,385円から748,189円に変更となった。従って、判断の対象とするのは748,189円である。

### イ 雇用状況

鈴木議員は政務活動の事務員として1名（C氏）を雇用した。

### ウ C氏が従事する業務

C氏が従事する業務については、請求人資料6-37（鈴木議員の事務所・職員雇用概要書）に政党活動にも従事すると記載があったが、関係人調査において、誤りであるとの訂正があり、その結果、同氏が従事する業務は同氏が勤務する会社の業務、政務活動補助及び後援会活動補助の3つの業務である。うち、後述する政務活動費の按分対象となる業務は、鈴木議員が政務活動費充当額を訂正する前から同氏が勤務する会社に係る業務は含まれていなかったため、政務活動と後援会活動の2つの業務である。

また、請求人は、資料6-38で記載する会派の16名の議員が雇用する事務員の業務内容はC氏の業務内容と特段の違いはないと主張しているが、関係人調査により確認できたC氏の政務活動補助業務については以下のとおりである。

（業務内容）

鈴木議員が静岡県議会議員として経験を重ねる中、近年議長や会派役員を務めることが多くなり、地域や政策への事情に精通した補助スタッフを必要とした。C氏には、自分の片腕として、政策立案、現地における調査や視察、要望者への聞き取り、県市行政当局との意見交換や政策協議の全般的な議員活動や政務活動の補助の業務であり、単なる事務的補助の業務ではない。

以上により、請求人が主張する「(会派の 16 名の議員が雇用する事務員と C 氏の業務内容とは) 特段の違いは見られない。」とはいえない。

#### **エ C 氏の時給**

政務活動費を充当する場合における人件費の時給については、最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)に定めるところを除くと、自治法、条例、運用指針及び政務活動の手引に規定はなく、時給に関する基準がない以上、業務内容が異なる会派の 16 名の議員が雇用する事務員の労働条件との比較から、C 氏の労働条件の高低を判断することはできない。

#### **オ 政務活動費の按分比**

鈴木議員については、人件費に充当した政務活動費について、当初雇用実績表に挙げた時間数には後援会活動の時間数が含まれ、政務活動と後援会活動が渾然一体となり按分ができないとして、各活動に応じ 1/2 ずつ按分して政務活動費の充当額を変更した。運用指針における人件費について具体的な按分比の規定はないが、政務活動費の手引における人件費の充当方法として、第 4 の 1 (5)に記載のとおり、「後援会活動など他業務にも携わっている場合で、政務活動に従事した実績が明確でない場合は、下記に基づき充当する。」との充当限度割合が規定されている。C 氏の按分対象となる業務については、政務活動と後援会業務の 2 つに大分されるため、按分の割合は 1/2 と規定されており、C 氏については規定どおり 1/2 に按分されているので、問題はないといえる。

#### **カ 政務活動費の充当額**

(7)エに述べたとおり、自民改革会議では、内規により人件費として政務活動費に充当できる上限額を 21 万円として運用している。鈴木議員が C 氏の人件費に充てた政務活動費の金額は、第 4 の 1 (8)に記載のとおり返還後の政務活動費充当額においても、上限 21 万円を下回るため、内規に反した政務活動費の支出であるとは認められない。

また、オのとおり、政務活動とそれ以外の活動の経費が、規定に沿った按分比を用いて計算されている。

よって、規定に反した政務活動費の充当であるとは認められないので、人件費における政務活動費の充当が違法不当とはいえない。

#### **(9) 違法若しくは不当な公金の支出は存在するか。**

(1)～(8)に記載のとおり、森議員及び鈴木議員における政務活動費の充当について、違法不当といえる事実は確認できなかった。知事は条例第 10 条に基づき、「会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から当該会派がその年度において行った政務活動費による支出の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額の返還を求めることができる」とされているが、両議員において違法不当な支出が確認できないため、会派に残余に該当する額があるとは認められない。

したがって、平成 28 年度の政務活動費の交付について違法若しくは不当な公金の支出は存在しない。



### 3 結論

以上により、県には「違法若しくは不当な公金の支出」は存在しないので、請求人の主張に理由があると認めることはできず、本件措置請求は棄却する。

### 4 意見

本件措置請求は棄却したが、政務活動費の交付についてより一層の適正化に資するため、次のとおり意見を述べる。

政務活動費については、議会の審議能力の強化の趣旨から、自主性、自立性を尊重した運用が行われなければならない一方、公金の支出であることから、その使途の適正さや透明性を確保するため、会派、所属の議員及び県議会事務局において厳正に執行することが求められる。

今回の住民監査請求において、政務活動に要した経費とその他の活動に要した経費の按分方法が争点になった。しかし、一番の問題は按分の前提であるところの政務活動費を充当して雇用した職員がどのように業務に従事し、また、政務活動費を充当して購入した物品がどのように活用されているかの実態である。政務活動は時や場所を選ばず行われ、また政務活動以外の活動と渾然一体となることが通常なので、結局のところ、政務活動において雇用され或いは活用されたものなのか、それ以外の活動において雇用され或いは活用されたものかの判断は、当該議員しか分からないことから、県民に疑念を抱かれることのないように透明性の確保は重要なことと思われる。

今後、監査対象機関においては、一般的・外形的な書面上の審査であっても各議員の政務活動費の実態をより一層正確に把握した上で、条例や運用指針等の規定に従って、政務活動費執行の事務処理のチェックに努められたい。